

# 奈良市公報

第 207号

平成 18年 4月 1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社 京阪工技

## 目次

### 規 則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則	1
奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	2
奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則	2
奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	6
<b>告 示</b>	
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	7
平成 18年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間等	7
住居番号の設定	8
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	8
生活保護法の規定による医療機関の指定	8
生活保護法の規定による施術者の指定	8
放置自転車等の処分	8
放置自転車等の保管	8
地域住宅計画の変更	9
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	9
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	9
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	9
結核指定医療機関の指定	10
放置自転車等の保管	10
地籍調査の地図及び簿冊の縦覧	10
平成 16年度介護保険料決定通知書の公示送達	10
平成 17年度介護保険料決定通知書の公示送達（5件）	10
平成 17年度介護保険料督促状の公示送達（3件）	13
奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示	13
放置自転車等の保管	15
道路の位置指定	15
地区計画の原案の公衆縦覧	15
道路の位置指定	15
街区の区域及び街区符号の変更	16
地縁による団体の認可	16
放置自転車等の保管	16
平成 17年度奈良市一般会計補正予算等の要領	16
一般競争入札の実施	26

放置自転車等の保管	27
開発行為に関する工事の完了	27
<b>訓 令 甲</b>	
奈良市広報事務取扱規程の一部を改正する訓令	27
<b>公 営 企 業</b>	
奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	29
一般競争入札の実施	29
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	30
奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	30
奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程	31
<b>教 育 委 員 会</b>	
狭川幼稚園の休園	32
奈良市指定文化財の指定	32
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>	
選挙人名簿からの抹消	32
選挙人名簿からの抹消の取消し	32
選挙権を有する者の総数の 50分の 1 の数等	32
各選挙区における選挙権を有する者の 3分の 1 の数	32
在外選挙人名簿からの抹消	33
<b>農 業 委 員 会</b>	
農地部会の招集	33

## 規 則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18年 3月 1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 11号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第 43号）の一部を次のように改正する。

第 10条第 2 項中「52,000円」を「53,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 17年 10月 1日から適用する。

（報酬の内払）

2 収納員が、この規則による改正前の奈良市国民健康保

険料収納嘱託員に関する規則の規定に基づいて平成 17 年 10月 1日以後の分として支給された報酬は、改正後の規則による報酬の内払とみなす。

(平成 18年 3月 1日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 12号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則(昭和 61年奈良市規則第 14号)の一部を次のように改正する。

第 2条中「第 6条第 6項」を「第 6条第 7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 18年 3月 8日揭示済)

奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 13号

奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第 1条 奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 14号)の一部を次のように改正する。

第 2条中第 3項を削り、第 4項を第 3項とし、第 5項を第 4項とする。

第 5条第 1項中「出張業務又は」を「施術所の開設者又は出張業務若しくは」に改め、同条第 2項中「施術者」を「開設者又は施術者」に改める。

別記第 2号様式中「(5) 施術所開設届出済証の記載事項に変更が生じたときは、当該届出済証」を削る。

別記第 10号様式を次のように改める。

第 10号様式 (第 5 条関係)

届出済証書換え交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり届出済証の書換え交付を受けたいので、奈良市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則第 5 条の規定により申請します。

開設者 (出張又は滞在の業務にあつては施術者)	住 所		
	氏 名	年 月 日生	
施術所 (出張の業務にあつては主たる業務地、滞在の業務にあつては業務を行う場所)	所在地		
	名 称		
業 務 の 種 類			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類 届出済証

(奈良市柔道整復師法施行細則の一部改正)

第 2 条 奈良市柔道整復師法施行細則(平成 14年奈良市規則第 16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中【別記第 5 号様式】を【別記第 6 号様式】に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(届出済証の書換え)

第 4 条 柔道整復師施術所の開設者は、届出済証の記載事項に変更が生じたときは、届出済証の書換えを受けなければならない。

2 前項の規定により届出済証の書換えを受けようとする開設者は、柔道整復師施術所開設届出済証書換え交付申請書(別記第 5 号様式)に、届出済証を添えて市長に申請しなければならない。

別記第 2 号様式中【(4) 柔道整復師施術所開設届出済証の記載事項に変更が生じたときは、当該届出済証】を削る。

別記第 5 号様式中【第 4 条関係】を【第 5 条関係】に、「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同様式を別記第 6 号様式とし、別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 5号様式 (第 4条関係)

柔道整復師施術所開設届出済証書換え交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり柔道整復師施術所開設届出済証の書換え交付を受けたいので、奈良市柔道整復師法施行細則第 4条の規定により申請します。

開 設 者	住 所		
	氏名及び 生年月日	年 月 日生	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類 柔道整復師施術所開設届出済証

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

第 3 条 奈良市保健所長事務委任規則(平成 14年奈良市規則第 58号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ケ中「再交付」を「書換え交付」に改め、同号に次のように加える。

コ 細則第 6 条第 1 項の規定による届出済証の再交付に関すること。

第 2 条第 1 項第 4 号キ中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に、「再交付」を「書換え交付」に改め、同号に次のように加える。

ク 細則第 5 条第 1 項の規定による届出済証の再交付に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 18年 3月 8日揭示済)

奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

別記第 1 号様式中

浄化槽保守 点検業者	住 所	
	氏 名	
	登 録 番 号	

を

浄化槽保守 点検業者	住 所	
	氏 名	
	登 録 番 号	

に、

指 定 検 査 機 関	年 月 日
受 付 年 月 日 ・ 番 号	番 号

」

2 技術管理者を置く場合にあっては、浄化槽管理士免状の写し及び環境大臣が認定する講習会の課程を修了したことを証する書類を添付してください。

を

3 浄化槽保守点検業者欄は、浄化槽の保守点検を保守点検業者に委託する場合に記入してください。

」

2 当該浄化槽の使用前の保守点検結果を示す書類を添付してください。

3 技術管理者を置く場合にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則第 8 条に規定する技術管理者の資格を有することを証する書類を添付してください。

に

4 浄化槽保守点検業者欄は、浄化槽の保守点検を保守点検業者に委託する場合に記入してください。

」

改める。

別記第 2 号様式中

添付書類	
1 浄化槽管理士免状の写し	
2 環境大臣が認定する講習会の課程を修了したことを証する書類	

を

」

添付書類	
環境省関係浄化槽法施行規則第 8 条に規定する技術管理者の資格を有することを証する書類	

に

」

改める。

別記第 4号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 18年 3月 8日揭示済)

## 告 示

奈良市告示第 104号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 18年 3月 1日から 2週間、本市都

### 3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 23	奈良市三松一丁目 741- 2	奈良市三松一丁目 739- 1
近大第 1 幹線 - 1	奈良市大和田町 2221	奈良市大和田町 1912- 1
熊取幹線 - 31	奈良市中町 5016- 39	奈良市中町 5016- 1
熊取幹線 - 32	奈良市中町 5016- 1	奈良市中町 5016- 1
熊取幹線 - 33	奈良市中町 5016- 1	奈良市中町 5016- 1
鶴舞東幹線 - 78	奈良市学園朝日町二丁目 1919- 21	奈良市学園朝日町二丁目 529- 27
鶴舞東幹線 - 79	奈良市学園朝日町二丁目 1919- 2	奈良市学園朝日町二丁目 1923- 5
鶴舞東幹線 - 80	奈良市学園朝日町二丁目 1923- 5	奈良市学園朝日町二丁目 1923- 4
押熊第 3 幹線 - 6	奈良市中山町 1489- 2	奈良市中山町 1738
押熊第 3 幹線 - 7	奈良市中山町 1738	奈良市中山町 1738
あやめ池北幹線 - 106	奈良市秋篠三和町二丁目 868	奈良市秋篠三和町二丁目 870- 37
佐紀幹線 - 145	奈良市佐紀町 3351- 4	奈良市佐紀町 3351- 3
あやめ池南幹線 - 445	奈良市青野町 200- 3	奈良市青野町 326
あやめ池南幹線 - 446	奈良市あやめ池南八丁目 900- 1	奈良市あやめ池南八丁目 900- 1
六条第 2 幹線 - 114	奈良市中町 1559- 12	奈良市中町 1559- 12
五条幹線 - 197	奈良市六条一丁目 751	奈良市六条一丁目 776
五条幹線 - 198	奈良市西ノ京町 152- 4	奈良市西ノ京町 152- 4
大宮幹線 - 32	奈良市大安寺西三丁目 123- 1	奈良市大安寺西三丁目 123- 1
都跡幹線 - 261	奈良市四条大路四丁目 149	奈良市四条大路四丁目 149
都跡幹線 - 262	奈良市法蓮町 398- 5	奈良市法蓮町 397- 1
都跡幹線 - 263	奈良市柏木町 533- 8	奈良市柏木町 531- 2
帯解幹線 - 125	奈良市窪之庄町 686- 4	奈良市窪之庄町 688- 2
帯解幹線 - 126	奈良市窪之庄町 686- 4	奈良市窪之庄町 679- 1

### 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式

### 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 16番地 奈良県浄化センター  
(平成 18年 3月 1日揭示済)

奈良市告示第 105号

平成 18年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 416条第 3項及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 85条第 2項の規定により、次のとおり公示します。

市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 18年 3月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 18年 3月 15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市三松一丁目、大和田町、中町、学園朝日町二丁目、中山町、秋篠三和町二丁目、佐紀町、青野町、あやめ池南八丁目、六条一丁目、西ノ京町、大安寺西三丁目、四条大路四丁目、法蓮町、柏木町及び窪之庄町の各一部

平成 18年 3月 1日

奈良市長 藤原 昭

1 縦覧の期間  
平成 18年 4月 3日から同年 5月 1日まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 縦覧の時間  
午前 9時 00分から午後 5時 00分まで

3 縦覧の場所  
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 東棟 2階 資産税課  
(平成 18年 3月 1日揭示済)

奈良市告示第 106号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 18年 3月 1日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 18年 3月 1日揭示済)

奈良市告示第 107号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 12月 27日
ヒカリ薬局二条店	奈良市二条町二丁目 2 - 58- 1	平成 17年 11月 1日
松岡医院	奈良市南城戸町 67	平成 18年 1月 25日
医療法人平治会はしもと産婦人科	奈良市学園北一丁目 11- 13	平成 17年 12月 20日
壁谷歯科医院	奈良市大森町 49- 4 村田ビル 2 F	平成 18年 2月 28日
右京診療所	奈良市右京四丁目 14 - 24	平成 18年 1月 25日

(平成 18年 3月 2日揭示済)

奈良市告示第 108号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
壁谷歯科医院	奈良市杉ヶ町 32- 2 大谷第五ビル 2 F	平成 18年 3月 9日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3 - 11	平成 17年 12月 28日
中野司朗レディースクリニック	奈良市朱雀六丁目 20 - 1 朱雀医療ビル 202号室	平成 18年 3月 3日

(平成 18年 3月 2日揭示済)

奈良市告示第 109号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において

準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者 氏 名	施 術 所		指 定 年月日
	名 称	所在地	
森田 健治	森田整骨院	奈良市鳥見町一丁目 2 - 2 アピタシオン富雄 102号	平成 18年 2月 13日

(平成 18年 3月 2日揭示済)

奈良市告示第 110号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 処分の根拠  
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成 18年 3月 16日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成 17年 12月 1日から同月 2日まで、同月 6日から同月 8日まで、同月 12日から同月 17日まで、同月 19日から同月 22日

(平成 18年 3月 2日揭示済)

奈良市告示第 111号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 18年 3月 2日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表

（平成 18年 3月 2日 揭示済）

奈良市告示第 112号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17年法律第 79号）第 6条第 1項の規定に基づき作成した地域住宅計画を変更しましたので、同条第 9項において準用する同条第 8項の規定により、当該計画を奈良市建設部住宅課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 3月 2日

奈良市長 藤原 昭  
（平成 18年 3月 2日 揭示済）

奈良市告示第 113号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	所在地		名称	主たる事務所の所在地	
合資会社 佐保・福祉総合相談センター	奈良市法蓮町 258 - 23	居宅介護支援事業	合資会社 佐保・福祉総合相談センター	奈良市法蓮町 258- 23	平成 18年 3月 1日
医療法人慈心会 歯科 Y A S デンタルクリニック登美ヶ丘本院	奈良市登美ヶ丘二丁目 2 - 17	居宅療養管理指導	医療法人 慈心会	奈良市登美ヶ丘二丁目 2 - 17	平成 17年 12月 12日
白菊薬局	奈良市鶴舞東町 2 - 13	居宅療養管理指導	有限会社 白菊調剤薬局	奈良市鶴舞東町 2 - 13	平成 18年 3月 1日

（平成 18年 3月 7日 揭示済）

奈良市告示第 114号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
新大宮診療所 在宅介護支援センター	奈良市芝辻町四丁目 7 - 2	居宅介護支援事業	平成 18年 2月 28日
岡谷会ホームヘルプステー	奈良市西木辻町 200番地	居宅介護支援事業	平成 18年 2月

シヨン			28日
やくしの里在宅介護支援センター	奈良市高畑町 210	居宅介護支援事業	平成 18年 2月 28日

（平成 18年 3月 7日 揭示済）

奈良市告示第 115号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
岡谷会ケアプランセンター	奈良市西木辻町 200番地	(名称)おかたに病院在宅介護支援センター	(名称)岡谷会ケアプランセンター	平成 18年 3月 1日

(平成 18年 3月 7日揭示済)

奈良市告示第 116号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
中野司朗レディースクリニック	奈良市朱雀六丁目 20-1 朱雀医療ビル 202号	平成 18年 3月 3日

(平成 18年 3月 7日揭示済)

奈良市告示第 117号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 18年 3月 7日
- 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 3月 7日揭示済)

奈良市告示第 118号

国土調査法(昭和 26年法律第 180号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17条第 1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成 18年 3月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 閲覧を実施する者の名称  
奈良市
- 閲覧地域  
奈良市荻町の一部地域
- 地図及び簿冊の名称  
地籍図、地籍簿

4 閲覧期間

平成 18年 3月 7日から平成 18年 3月 27日まで

5 閲覧場所

奈良市都祁行政センター業務課(奈良市針町 2176番地)

(平成 18年 3月 7日揭示済)

奈良市告示第 119号

平成 16年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成 9年法律第 123号)第 143条において準用する地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 3月 18日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 10期分	平成 17年 3月 31日
	変更後	第 10期分	平成 18年 3月 31日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

(平成 18年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 120号

平成 17年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成 9年法律第 123号)第 143条において準用する地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 18年 1月 20日
-----------------	---------------

日			
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 8 期分	平成 18年 1月 31日
		第 9 期分	平成 18年 2月 28日
		第 10期分	平成 18年 3月 31日
	変更後	第 8 期分	平成 18年 3月 31日
		第 9 期分	平成 18年 3月 31日
		第 10期分	平成 18年 3月 31日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 掲示済)

奈良市告示第 121号

平成 17年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 12月 14日				
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 7 期分	平成 17年 12月 26日		
		第 8 期分	平成 18年 1月 31日		
		第 9 期分	平成 18年 2月 28日		
		第 10期分	平成 18年 3月 31日		
	変更後	第 7 期分	平成 18年 3月 31日		
		第 8 期分	平成 18年 3月 31日		
		第 9 期分	平成 18年 3月 31日		
		第 10期分	平成 18年 3月 31日		
		3 送達を受けるべき者			別紙のとおり

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 掲示済)

奈良市告示第 122号

平成 17年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 9月 20日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 4 期分	平成 17年 9月 30日
		第 5 期分	平成 17年 10月 31日
		第 6 期分	平成 17年 11月 30日
		第 7 期分	平成 17年 12月 26日
		第 8 期分	平成 18年 1月 31日
	変更後	第 9 期分	平成 18年 2月 28日
		第 10期分	平成 18年 3月 31日
		第 4 期分	平成 18年 3月 31日
		第 5 期分	平成 18年 3月 31日
		第 6 期分	平成 18年 3月 31日
変更後	第 7 期分	平成 18年 3月 31日	
	第 8 期分	平成 18年 3月 31日	
	第 9 期分	平成 18年 3月 31日	
	第 10期分	平成 18年 3月 31日	
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 掲示済)

奈良市告示第 123号

平成 17年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 14 3条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤 原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 7月 21日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 2 期分	平成 17年 8月 1日
		第 3 期分	平成 17年 8月 31日
		第 4 期分	平成 17年 9月 30日
		第 5 期分	平成 17年 10月 31日
		第 6 期分	平成 17年 11月 30日
		第 7 期分	平成 17年 12月 26日
		第 8 期分	平成 18年 1月 31日
		第 9 期分	平成 18年 2月 28日
		第 10期分	平成 18年 3月 31日
		2 この公示送達により変更する納期限	変更後
第 3 期分	平成 18年 3月 31日		
第 4 期分	平成 18年 3月 31日		
第 5 期分	平成 18年 3月 31日		
第 6 期分	平成 18年 3月 31日		
第 7 期分	平成 18年 3月 31日		
第 8 期分	平成 18年 3月 31日		
第 9 期分	平成 18年 3月 31日		
第 10期分	平成 18年 3月 31日		

3 送達を受けるべき者	別紙のとおり
-------------	--------

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 124号

平成 17年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 14 3条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤 原 昭

1 この決定通知書の発送年月日	平成 17年 6月 15日		
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	第 1 期分	平成 17年 6月 30日
		第 2 期分	平成 17年 8月 1日
		第 3 期分	平成 17年 8月 31日
		第 4 期分	平成 17年 9月 30日
		第 5 期分	平成 17年 10月 31日
		第 6 期分	平成 17年 11月 30日
		第 7 期分	平成 17年 12月 26日
		第 8 期分	平成 18年 1月 31日
		第 9 期分	平成 18年 2月 28日
		第 10期分	平成 18年 3月 31日
2 この公示送達により変更する納期限	変更後	第 1 期分	平成 18年 3月 31日
		第 2 期分	平成 18年 3月 31日
		第 3 期分	平成 18年 3月 31日
		第 4 期分	平成 18年 3月 31日
		第 5 期分	平成 18年 3月 31日

	第 6 期分	平成 18年 3月 31日
	第 7 期分	平成 18年 3月 31日
	第 8 期分	平成 18年 3月 31日
	第 9 期分	平成 18年 3月 31日
	第 10期分	平成 18年 3月 31日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 揭示済)

奈良市告示第 125号

平成 17年度介護保険料第 1 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

- この督促状の発送年月日  
第 1 期分 平成 17年 7月 20日
- 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 揭示済)

奈良市告示第 126号

平成 17年度介護保険料第 2 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

- この督促状の発送年月日  
第 2 期分 平成 17年 8月 19日
- 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 揭示済)

奈良市告示第 127号

平成 17年度介護保険料第 6 期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 143条において準用する地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達にかかる関係書類は保健福祉部介護保険課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

- この督促状の発送年月日  
第 6 期分 平成 17年 12月 20日
- 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成 18年 3月 8日 揭示済)

奈良市告示第 128号

奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示  
奈良市浄化槽事務取扱要綱（平成 14年奈良市告示第 154号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

細則第 3 条第 2 項第 1 号に規定する書類は、浄化槽保守点検結果書（別記第 2 号様式）とする。

第 5 条第 2 項中「、第 3 号」を削る。

第 7 条中「、条例第 15 条第 1 項の規定により」、毎年 6 月末日までに」及び【別記第 4 号様式】を削る。

別記第 1 号様式中

2 誤接合等の有無	みなし浄化槽でない場合、生活排水が全て接続されているか。	を
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	

2 誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。	に
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	

改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

## 浄化槽保守点検結果書

作成者 (浄化槽管理士)

氏名

印

次の浄化槽の使用前の保守点検結果を報告します。

設 置 場 所			
規 模 人 槽	人 槽	認 定 番 号	
保 守 点 検 年 月 日	年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日

## 点 検 事 項

- 1 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- 2 浄化槽には、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- 3 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- 4 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- 5 通気装置の開口部をふさがないこと。
- 6 流入管きょと槽の接続及び放流管きょと槽の接続の状況
- 7 槽の水平の保持の状況
- 8 流入管きょにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
- 9 単装置及び附属機器類の設置の位置の状況

別記第 4 号様式を削る。

附 則

この告示は、平成 18年 3月 8日から施行する。  
(平成 18年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 129号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。  
平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 3月 8日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 3月 8日揭示済)

奈良市告示第 130号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 18年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市平松一丁目 8 番 18号
申請者氏名	池田 武彦
道路の位置	奈良市平松二丁目 246番地の 2
道路の幅員	4.20メートル
道路の延長	30.10メートル
指定年月日	平成 18年 3月 9日
指 定 番 号	第 17008号

(平成 18年 3月 9日揭示済)

奈良市告示第 131号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和 61年奈良市条例第 35号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦

覧に供します。

平成 18年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

登美ヶ丘北地区計画

3 地区計画の位置

奈良市中登美ヶ丘三丁目及び中登美ヶ丘四丁目の各一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約 25.8ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市都市計画部都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成 18年 3月 10日から同月 24日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 18年 3月 31日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 18年 3月 9日揭示済)

奈良市告示第 132号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 18年 3月 10日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市大宮町四丁目 275番地の 5
申請者氏名	有限会社 ティ・エス企画 代表取締役 田中 澄彦
道路の位置	奈良市押熊町 1409番地の 1 の一部
道路の幅員	最大 8.2m 最小 6.0m
道路の延長	8.25m
指定年月日	平成 18年 3月 10日
指 定 番 号	第 17024号

(平成 18年 3月 10日揭示済)

奈良市告示第 133号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 2 条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成 18年 3月 10日

奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成 18年 3月 10日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 北登美ヶ丘一丁目の一部

別図 1 を別図 2 に示すとおり変更します。

(2) 三条本町の一部

別図 3 を別図 4 に示すとおり変更します。

別図 1 から別図 4 まで省略

(平成 18年 3月 10日揭示済)

奈良市告示第 134号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 3月 10日

奈良市長 藤原 昭

1 名称

永井町自治会

2 規約に定める目的

本会は、第 4 条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

(1) 会員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務。

(2) 会員相互の親睦を図るための諸行事。

(3) 会員が一体となって、個人レベルで対応困難な災害発生に対処する。

(4) その他、役員会又は総会で必要と認めたこと。

3 区域

奈良市南永井町乙 109番 1、109番 4 から 109番 6 まで、109番 8 から 109番 21まで、109番 37から 109番 52まで、109番 54から 109番 58まで、109番 60、109番 63、119番 1、119番 4 から 119番 21まで、119番 24、119番 25、119番 30から 119番 32まで、123番 1から 123番 8 まで、124番 1から 124番 16まで、128番 1から 128番 11まで、130番 1から 130番 7 まで、130番 10、130番 1から 130番 5 まで、132番 1から 132番 6まで、但し 132番 7、同番 20、同番 32、同番 40、同番 46を除く。

奈良市南永井町 34番 1、34番 4 から 34番 24まで、35番 2番 1、35番 3、35番 4、35番 2 から 35番 37まで、但し 35番 36を除く、37番 1から 37番 5 まで、37番 1から 37番 12まで、37番 2から 37番 11まで、38番 1から 38番 9 まで、38番 1から 38番 6 まで、38番 12、38

番 14から 38番 17まで、38番 19、38番 1から 38番 52 まで、但し 38番 28、同番 30、同番 40から同番 43までを除く、38番 1から 38番 5 まで、38番 1から 38番 8 まで、但し 38番 5 を除く、39番 1から 39番 3 まで、39番 1から 39番 3 まで、39番 2から 39番 6 まで、39番 10から 39番 18まで。奈良市北永井町 343番 1から 343番 9 まで、342番 1から 342番 3 まで、361番 1から 361番 12まで。奈良市北之庄町 8番 3、同番 4、同番 6、同番 7、同番 8、同番 10、同番 11、同番 12、同番 13、同番 14、同番 15、同番 16、同番 18の区域とする。

4 事務所

奈良市南永井町 344番地の 4

5 代表者の氏名及び住所

若林 征

奈良市南永井町 132番地の 13

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

本会は、地方自治法第 260条の 2 第 15項において準用する民法第 68条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成 18年 3月 10日

(平成 18年 3月 10日揭示済)

奈良市告示第 135号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 3月 14日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 3月 14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 3月 14日揭示済)

奈良市告示第 136号

平成 18年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 18年 3月 14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 5号)
- 2 平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第 3号)
- 3 平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)
- 4 平成 17年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第 3号)
- 5 平成 17年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2号)
- 6 平成 17年度奈良市公共用地取得事業特別会計補正予算(第 1号)
- 7 平成 17年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第 1号)
- 8 平成 17年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算(第 1号)
- 9 平成 17年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2号)
- 10 平成 17年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算

(第 1号)

平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 5号)

平成 17年度奈良市の一般会計補正予算(第 5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,032,064千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,323,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2条 地方自治法第 213条第 1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3条 地方債の追加及び変更は、「第 3表 地方債補正」による。

第 1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 52,670,061	千円 1,350,000	千円 51,320,061
	1 市 民 税	25,142,359	615,384	24,526,975
	2 固 定 資 産 税	20,970,763	824,749	20,146,014
	3 軽 自 動 車 税	361,116	32,722	328,394
	4 市 た ば こ 税	1,850,500	32,500	1,818,000
	5 特別土地保有税	67,286	309,887	377,173
	6 入 湯 税	7,480	2,010	9,490
	7 事 業 所 税	714,331	4,981	719,312
	8 都 市 計 画 税	3,556,226	161,523	3,394,703
4 配 当 割 交 付 金		307,500	30,000	277,500
	1 配当割交付金	307,500	30,000	277,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		73,200	320,000	393,200
	1 株式等譲渡所得割交付金	73,200	320,000	393,200
6 地 方 消 費 税 交 付 金		3,087,000	310,000	2,777,000
	1 地方消費税交付金	3,087,000	310,000	2,777,000
10 地 方 特 例 交 付 金		2,355,000	86,326	2,268,674
	1 地方特例交付金	2,355,000	86,326	2,268,674
11 地 方 交 付 税		13,885,000	390,661	13,494,339
	1 地方交付税	13,885,000	390,661	13,494,339
15 国 庫 支 出 金		14,738,934	32,595	14,706,339
	1 国庫負担金	11,356,062	109,282	11,246,780
	2 国庫補助金	2,371,556	239,563	2,131,993
	4 国庫交付金	836,660	316,250	1,152,910
16 県 支 出 金		2,781,987	2,896	2,784,883
	1 県負担金	1,595,324	6,014	1,589,310
	2 県補助金	770,507	8,910	779,417

17 財 産 収 入		240,976	126,985	113,991
	2 財 産 売 払 収 入	209,961	126,985	82,976
19 繰 入 金		1,678,362	771,235	2,449,597
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,067	10,359	11,426
	2 基 金 繰 入 金	1,677,295	760,876	2,438,171
21 諸 収 入		2,358,902	98,772	2,457,674
	4 雑 入	655,029	98,772	753,801
22 市 債		12,558,300	101,600	12,659,900
	1 市 債	12,558,300	101,600	12,659,900
歳 入 合 計		115,355,367	1,032,064	114,323,303

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 16,313,703	千円 245,797	千円 16,067,906
	1 総 務 管 理 費	8,536,889	4,603	8,541,492
	2 企 画 費	5,487,409	177,400	5,310,009
	5 選 挙 費	491,610	73,000	418,610
3 民 生 費		36,133,961	101,657	36,235,618
	1 社 会 福 祉 費	14,574,828	15,984	14,590,812
	2 児 童 福 祉 費	11,472,609	241,879	11,230,730
	3 生 活 保 護 費	10,001,717	327,552	10,329,269
4 衛 生 費		11,561,706	1,814	11,559,892
	4 上 水 道 費	1,292,530	1,814	1,290,716
8 観 光 費		796,382	21,000	775,382
	1 観 光 費	796,382	21,000	775,382
9 土 木 費		14,365,242	401,929	13,963,313
	2 道 路 橋 梁 費	2,298,055	15,000	2,313,055
	4 都 市 計 画 費	10,588,980	518,385	10,070,595
	5 住 宅 費	856,955	101,456	958,411
11 教 育 費		11,700,098	36,600	11,663,498
	3 中 学 校 費	803,761	7,500	811,261
	6 社 会 教 育 費	1,777,262	24,800	1,752,462
	7 保 健 体 育 費	1,857,911	19,300	1,838,611
13 公 債 費		16,335,612	440,390	15,895,222
	1 公 債 費	16,335,612	440,390	15,895,222
14 諸 支 出 金		56,470	13,809	70,279
	1 地 元 公 共 事 業 基 金	15,651	13,809	29,460
歳 出 合 計		115,355,367	1,032,064	114,323,303

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			千円 10,100
	1 総 務 管 理 費	庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	10,100
3 民 生 費			506,938
	1 社 会 福 祉 費	老 人 福 祉 施 設 等 整 備 費 補 助 経 費	440,817
		環 境 改 善 施 設 整 備 事 業	23,000
	2 児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 施 設 整 備 費 補 助 経 費	43,121

4 衛 生 費			3,000
	2 保 健 所 費	保 健 所 等 施 設 整 備 事 業	3,000
7 商 工 費			5,000
	1 商 工 費	商 工 施 設 整 備 事 業	5,000
9 土 木 費			353,570
	2 道 路 橋 梁 費	道 路 橋 梁 新 設 改 良 事 業	103,000
	3 河 川 費	河 川 堤 防 改 修 事 業	50,000
	4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 基 礎 調 査 経 費	9,870
		街 路 事 業	182,700
		J R 奈 良 駅 付 近 連 続 立 体 交 差 事 業	8,000
11 教 育 費			248,300
	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	229,800
	3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	7,500
	7 保 健 体 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	11,000
合 計			1,126,908

第 3 表 地方債補正

1 追加分

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
商 工 施 設 整 備 事 業	千円 3,300	普 通 貸 借 債 券 発 行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利率に借換えすることができる。
体 育 施 設 整 備 事 業	44,100	〃	〃	〃
計	47,400			

2 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	千円 218,500	千円 164,900
福 祉 施 設 整 備 事 業	56,300	289,400
清 掃 施 設 整 備 事 業	65,600	70,300
土 地 基 盤 整 備 事 業	87,000	152,300
道 路 事 業	461,900	479,100
都 市 計 画 事 業	2,459,900	2,060,300
公 営 住 宅 建 設 事 業	124,300	227,200
消 防 施 設 整 備 事 業	535,900	623,800
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	211,500	296,100
減 税 補 て ん	920,400	832,100
計	12,558,300	12,612,500

平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算  
(第3号)  
平成 17年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算  
(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,415  
千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
10,627,015千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表  
歳入歳出予算補正」による。  
(繰越明許費)  
第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越し  
して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」  
による。  
(地方債の補正)  
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 4,267,009	千円 20,985	千円 4,246,024
	1 一般会計繰入金	4,247,009	20,985	4,226,024
8 市債		2,242,200	29,400	2,271,600
	1 市債	2,242,200	29,400	2,271,600
歳入合計		10,618,600	8,415	10,627,015

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,368,546	千円 8,415	千円 5,376,961
	大和川流域 3 下水道整備 事業費	241,200	8,415	249,615
歳出合計		10,618,600	8,415	10,627,015

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費			千円 521,000
	2 下水管渠費	下水管渠布設事業	521,000
合計			521,000

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	千円 2,242,200	千円 2,271,600
計	2,242,200	2,271,600

平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)  
平成 17年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 273,00  
0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ 27,830,352千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと  
の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表  
歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 8,327,180	千円 92,880	千円 8,420,060
	1 国庫負担金	6,761,456	92,880	6,854,336
5 療養給付費 交付金		4,831,589	5,000	4,836,589
	1 療養給付費 交付金	4,831,589	5,000	4,836,589
6 県支出金		1,064,961	10,320	1,075,281
	2 県補助金	918,323	10,320	928,643
9 繰入金		1,556,998	164,800	1,721,798
	2 基金繰入金	24,239	164,800	189,039
歳入合計		27,557,352	273,000	27,830,352

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 18,006,607	千円 263,000	千円 18,269,607
	1 給付諸費	18,006,607	263,000	18,269,607
6 保健事業費		75,234	10,000	85,234
	1 保健事業費	75,234	10,000	85,234
歳出合計		27,557,352	273,000	27,830,352

平成 17年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第 3号)

平成 17年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第 3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 830,00

0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,008,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 16,967,235	千円 318,903	千円 17,286,138
	1 支払基金 交付金	16,967,235	318,903	17,286,138
2 国庫支出金		7,477,741	361,344	7,839,085
	1 国庫負担金	7,466,695	361,344	7,828,039
3 県支出金		1,845,143	98,751	1,943,894
	1 県負担金	1,845,143	98,751	1,943,894
4 繰入金		1,887,984	34,604	1,922,588
	1 一般会計 繰入金	1,887,984	34,604	1,922,588
5 諸収入		9	16,398	16,407
	2 雑収入	6	16,398	16,404
歳入合計		28,178,112	830,000	29,008,112

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

2 医療諸費		千円 27,876,305	千円 830,000	千円 28,706,305
	1 医療諸費	27,876,305	830,000	28,706,305
歳出合計		28,178,112	830,000	29,008,112

平成 17年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成 17年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,362,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第 213条第 1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 102,650	千円 350	千円 103,000
	1 国庫補助金	68,000	3,500	64,500
	2 国庫交付金	34,650	3,850	38,500
3 繰入金		1,076,050	8,650	1,084,700
	1 一般会計繰入金	1,076,050	8,650	1,084,700
4 市債		138,400	14,000	124,400
	1 市債	138,400	14,000	124,400
歳入合計		1,367,100	5,000	1,362,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		千円 171,600	千円 5,000	千円 166,600
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	171,600	5,000	166,600
歳出合計		1,367,100	5,000	1,362,100

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			千円 23,000
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	23,000
3 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費			97,800
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	97,800
合 計			120,800

第 3 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
J R 奈良駅前南地区 土地区画整理事業	千円 40,500	千円 26,500
計	138,400	124,400

平成 17年度奈良市公共用地取得事業特別会計補正  
予算(第1号)

平成 17年度奈良市の公共用地取得事業特別会計補正  
予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 692,54  
4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ 537,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご  
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 237,115	千円 101,456	千円 338,571
	1 財産売却収入	237,115	101,456	338,571
2 繰入金		153,785	300	153,485
	1 一般会計 繰入金	153,785	300	153,485
3 市債		839,600	793,700	45,900
	1 市債	839,600	793,700	45,900
歳入合計		1,230,500	692,544	537,956

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道路事業用地 取得事業費		千円 150,000	千円 104,000	千円 46,000
	1 道路事業用地 取得事業費	150,000	104,000	46,000
2 都市計画事業用 地取得事業費		691,067	690,000	1,067
	1 都市計画事業 用地取得事業費	691,067	690,000	1,067
3 公共施設用地取 得事業費		-	2,357	2,357
	1 公共施設用地 取得事業費	-	2,357	2,357
4 公債費		389,433	99,099	488,532
	1 公債費	389,433	99,099	488,532
歳出合計		1,230,500	692,544	537,956

(註)「第 3 款 公債費」を「第 4 款 公債費」に改める。

第 2 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
道路事業用地取得事業	千円 149,900	千円 45,900
都市計画事業用地取得事業	689,700	-
計	839,600	45,900

平成 17年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算  
(第1号)

平成 17年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,000

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 334,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 103,000	千円 25,000	千円 78,000
	1 使用料	103,000	25,000	78,000
2 繰入金		236,000	20,000	256,000
	1 一般会計繰入金	236,000	20,000	256,000
歳入合計		339,000	5,000	334,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		千円 103,000	千円 5,000	千円 98,000
	1 駐車場費	103,000	5,000	98,000
歳出合計		339,000	5,000	334,000

平成 17年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算  
(第1号)

平成 17年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,002

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 -	千円 8,002	千円 8,002
	1 雑入	-	8,002	8,002
歳入合計		90,000	8,002	98,002

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 針テラス事業費		千円 6,807	千円 8,002	千円 14,809
	1 針テラス事業費	6,807	8,002	14,809
歳出合計		90,000	8,002	98,002

平成 17年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 2号)

平成 17年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 335,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,302,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2条 地方自治法第 213条第 1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第 2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3条 地方債の変更は、「第 3表 地方債補正」による。

第 1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 83,276	千円 14,586	千円 68,690
	1 国庫補助金	83,276	14,586	68,690
6 繰入金		230,091	1,814	228,277
	1 一般会計繰入金	203,193	1,814	201,379
9 市債		1,057,400	318,600	738,800
	1 市債	1,057,400	318,600	738,800
歳入合計		1,637,000	335,000	1,302,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		千円 1,434,458	千円 335,000	千円 1,099,458
	2 簡易水道施設整備費	1,144,538	335,000	809,538
歳出合計		1,637,000	335,000	1,302,000

第 2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 簡易水道事業			千円 360,000
	2 簡易水道施設整備費	簡易水道施設整備事業	360,000
合 計			360,000

第 3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
簡易水道事業	千円 1,057,400	千円 738,800
計	1,057,400	738,800

平成 17年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算(第 1号)

(総則)

第 1条 平成 17年度奈良市宅地造成事業費特別会計の補正予算(第 1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2条 平成 17年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算(以下「予算」という。)第 2条中「(1)土地売却量 芝辻町外 10,294.56㎡」を、「(1)土地売却量 芝辻町外 2,803.11㎡」に改める。

(収益的収入及び支出) 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額		を次のとおり補正する。	
収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 収益的収入	2,077,400千円	1,850,126千円	227,274千円
第1項 売却収入	2,073,098千円	1,850,126千円	222,972千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 収益的支出	1,973,800千円	1,757,630千円	216,170千円
第1項 収益的費用	1,973,800千円	1,757,630千円	216,170千円
(重要な資産の取得及び処分) 予算第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。』 『1)処分する資産 土地 芝辻町外 2,803.11㎡』とする。 (平成 18年 3月 14日揭示済)		(正午から午後 1時までを除く。) (2) 場所 告示日から平成 18年 3月 20日までは入札控室、同月 22日以降は監理課窓口	
奈良市告示第 137号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。 平成 18年 3月 15日 <p style="text-align: right;">奈良市長 藤 原 昭</p>		4 入札の場所 奈良市役所入札室 5 入札の日時 別表のとおり 6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。 7 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。 (1) 入札に参加する資格のない者のした入札 (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 (3) 入札書に記名押印のない入札 (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札 (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 (9) 入札金額を訂正した入札 (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。	
1 入札に付する事項 第 10号市営住宅建替工事(A - 9 工区)ほか 5 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり) 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。 (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。		8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 3月 20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。	
3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで		9 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工	

事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 3月 22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 18年 3月 15日 揭示済)

奈良市告示第 138号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 3月 15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 3月 15日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 3月 15日 揭示済)

奈良市告示第 139号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 3月 15日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 5月 9日 奈良市指令都整開第 05A- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 18年 3月 15日 第 978号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園大和町五丁目 197番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号

大和ハウス工業株式会社

常務取締役 本店長 西川 修己

(平成 18年 3月 15日 揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18年 3月 8日

奈良市長 藤原 昭

奈良市広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市広報事務取扱規程(昭和 25年奈良市訓令甲第 24号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

広報担当者は、主管事務について「しみんだより」に掲載し、市民に周知する必要があるときは、しみんだより掲載依頼書(別記第 3 号様式)に掲載原稿を添えて、発行月の前月の 1 日(発行に期間を要するときは、広報課長が指定する日)までに広報課に提出しなければならない。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3号様式 (第 6条関係)

広 報 課 長

年 月 日

所属長

( 広報担当者 )

しみんだより掲載依頼書 ( 年 月号 )

掲載依頼件数 件

タ イ ト ル	
掲 載 依 頼 欄	お知らせ 東西南北 [ 掲載依頼者 ] その他 ( )
前 回 の 掲 載	年 月号 ( No . )
担 当 者	氏名 TEL
ホ ー ム ペ ー ジ	掲載している。 掲載 (更新) する。 掲載しない。 (理由 )
暮 ら し の 便 利 帳	掲載している。 掲載 (更新) する。 掲載しない。
報 道 資 料	提供している。 提供する。 提供しない。

附 則

この訓令は、平成 18年 3月 8日から施行する。  
(平成 18年 3月 8日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 2 号

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次  
別表(第 4 条関係)

のように定める。

平成 18年 3月 1日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

奈良市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程  
奈良市企業職員被服貸与規程(昭和 28年奈良市水道局  
管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

被服を貸与する職員の範囲	貸与品名	数 量	貸与期間	着用期間
1 男性職員	作業服	夏(上・下) 1着	24月	夏期は 6月 1日から 9月 30日まで冬期は 10月 1日から翌年の 5月 31日までとする。
		冬(上・下) 1着	24月	
2 男性事務職員(外勤職員)及び 男性技術職員		夏(上・下) 1着	12月	
		冬(上・下) 1着	12月	
3 女性職員	事務服	夏(上・下) 1着	36月	
		冬(上・下) 1着	36月	
4 女性事務職員(外勤職員)及び 女性技術職員	作業服	夏(上・下) 1着	12月	
		冬(上・下) 1着	12月	
5 事務職員(外勤職員)及び技術 職員	防寒服	1着	36月	
6 水質試験員	白衣服	1着	12月	
7 管理者が必要と認めた職員	帽子	1個	随時	
8 管理者が必要と認めた職員	ベルト	1本	随時	

附 則

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。  
(平成 18年 3月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 9 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 3月 1日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内登大路町地内(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確

認できない入札

- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 3月 3日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 3月 7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 18年 3月 1日揭示済)

別表(第 12条関係)

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区 分	労 務 費	材 料 費
パッキン取替	1,450 円	無料
給水栓取替	1,730	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

労 務 費	
	普通土掘削工 コンクリート掘削工

奈良市水道局告示第 10号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 18年 3月 13日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
竹田設備工業	竹田 格	奈良県宇陀市榛原区萩原 73番地の 1	平成 18年 1月 31日
川崎設備	川崎 昭	奈良市秋篠三和町一丁目 1 番 27- 2 号	平成 18年 1月 31日
有限会社オオツカ	代表取締役 大塚 義博	京都府相楽郡加茂町大字里小字中門伝 1番地	平成 18年 2月 23日
恋の窪設備	松井 孝治	奈良市恋の窪三丁目 5 番 B - 105	平成 18年 2月 28日

(平成 18年 3月 13日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 3号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18年 3月 14日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 3号)の一部を次のように改正する。

第 11条第 4号中「25パーセント」を「14パーセント」に改める。

別表を次のように改める。

区 分	継 手 工	管 連 絡 工	掘削土量	掘削土量	掘削土量	掘削土量	材 料 費
			が 0.06㎡ 以下のも の	が 0.06㎡ を超える もの	が 0.06㎡ 以下のも の	が 0.06㎡ を超える もの	
鉛 管 類	口径 耗 13	円 2,070	円 1,730	円 770	円 1,920	円 910	円 2,200
	20	2,610	2,470				
	25	3,000	3,220				
	40	4,240	4,950				
	50	5,170	6,190				
ビ ニ ル 管 類	13	450	1,730	円 770	円 1,920	円 910	円 2,200
	20	910	2,470				
	25		3,220				
	40	1,360	4,950				
	50	1,820	6,190				
鋼 管 類	13	1,020	1,730	円 770	円 1,920	円 910	円 2,200
	20		2,470				
	25		3,220				
	40		4,950				
	50		6,190				

管理者が定める単価表による。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程第 11条及び別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成 18年 3月 14日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 4 号

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18年 3月 14日

奈良市水道事業管理者  
中 尾 一 郎

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 6 号)の一部を次のように改める。

第 1 条中【以下「水道施設」という。】を【以下「配水管等」という。】に改める。

第 2 条中「配水管」を「配水管等」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 間接経費(前 3 号に定める費用の合計額(以下「算出額」という。)に、当該算出額に応じて別表に定める間接経費率を乗じて得た額)

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 前条第 1 号から第 3 号までに定める布設工事 算出額。ただし、開発事業によるもの以外については、算出額の 70パーセントに相当する額

第 3 条第 2 項第 2 号中【ただし、開発事業によるもの場合は、算出額を前項に規定する合計額に読み替えて得た額】を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 3 条関係)

算出額の区分	間接経費率
500万円以下の場合	14.0%
500万円を超え 1,000万円以下の場 合	13.5%
1,000万円を超え 4,000万円以下の 場合	13.0%
4,000万円を超え 10,000万円以下の場 合	12.5%
10,000万円を超え 30,000万円以下の場 合	12.0%
30,000万円を超え 100,000万円以下の場 合	11.5%

備考  
対応する区分に掲げる間接経費率を適用して算出した額が、直近下位の区分の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増加することができる。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の規定は、この規程の施行の日以後における工事申込みに係る分について適用し、同日前に工事申込

みがあったものについては、なお従前の例による。  
(平成 18年 3月 14日 揭示済)

### 教育委員会

#### 奈良市教育委員会告示第 4号

奈良市立狭川幼稚園は、平成 18年 4月 1日から平成 19年 3月 31日までの間、休園します。  
平成 18年 3月 3日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦  
(平成 18年 3月 3日 揭示済)

#### 奈良市教育委員会告示第 5号

奈良市文化財保護条例(昭和 53年奈良市条例第 7号)第 4条の規定により、平成 18年 3月 6日に次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第 9条の規定に基づき告示します。  
平成 18年 3月 6日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
史跡	水木古墳	1基	奈良市 所在地 奈良市大柳生町 582番	
天然記念物	月ヶ瀬桃香野 のウメの古木	1株	奈良市月ヶ瀬桃 香野 462番地 北本義郎 所在地 奈良市月ヶ瀬桃 香野 438番地	
天然記念物	上深川のサク ラの巨樹	1株	奈良市上深川町 自治会 所在地 奈良市上深川町 95番地	

(平成 18年 3月 6日 揭示済)

### 選挙管理委員会

#### 奈良市選挙管理委員会告示第 12号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 18年 3月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。  
平成 18年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日  
平成 18年 3月 2日

- 2 抹消した者の氏名等  
別冊のとおり  
別冊省略  
(平成 18年 3月 2日 揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第 13号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。  
平成 18年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 1 抹消の取消年月日  
平成 18年 3月 2日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略  
(平成 18年 3月 2日 揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第 14号

平成 18年 3月 2日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1項及び第 75条第 1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16年法律第 59号)第 4条第 1項及び第 5条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 50分の 1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4条第 11項、第 5条第 15項及び第 61条第 11項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の 1の数並びに地方自治法第 76条第 1項、第 81条第 1項及び第 86条第 1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号)第 8条第 1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。

平成 18年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 50分の 1の数 6,031人
- 6分の 1の数 50,256人
- 3分の 1の数 100,511人

(平成 18年 3月 2日 揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第 15号

平成 18年 3月 2日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 80条第 1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3分の 1の数は、次のとおりです。  
平成 18年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田勝二

- 奈良選挙区 98,242人
- 月ヶ瀬選挙区 521人
- 都祁選挙区 1,749人

(平成 18年 3月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 16号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 18年 3月 1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 18年 3月 2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日  
平成 18年 3月 2日
- 2 抹消した者の氏名等  
別紙のとおり

別紙省略

(平成 18年 3月 2日揭示済)

## 農業委員会

奈良市農業委員会告示第 7号

奈良市農業委員会平成 18年 3月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4号)第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 3月 6日

奈良市農業委員会  
農地部長 中島 信男  
記

- 1 日時  
平成 18年 3月 13日(月)午前 9時
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 農地法施行規則第 5条第 1号に該当する転用の届出について
  - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
  - (5) 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による農用地利用集積計画について
  - (6) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について
  - (7) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
  - (8) 許可・受理の取消しについて
  - (9) 知事許可について(2月許可分)
  - (10) 非農地証明について(2月分)

(平成 18年 3月 6日揭示済)